目黒区市民後見人等候補者　募集要項

１　市民後見人とは

現在、成年後見人等（以下、後見人。）の多くは、被後見人の親族や弁護士等の専門職が担っています。一方、成年後見制度の利用を必要としているにもかかわらず、後見人となる「親族」がいない、専門職への「後見人報酬」の支払いが困難等の理由で、制度の利用に至らないかたもいます。

そこで、高度な専門性を必要としない場合や、経済的に余裕のないかたが成年後見制度を利用する裾野を広げるために、親族や専門職ではない区民のかたが講習や実習を通して「後見業務」の知識を身につけ、「社会貢献的」な精神により、身近な地域で地域のかたをともに支える「後見人活動」を行うのが、『市民後見人』です。

２　応募資格

① 令和５年３月31日時点で66歳以下の区民
② 成年後見制度及び市民後見人等養成事業の趣旨を理解し、市民後見人としての活動に熱意を有するかた
③ 講習に全日程出席できるかた
④ 講習修了後、目黒区において後見人及びそれに関わる活動を行う意志があるかた
⑤ 後見　業務等が日本語によって遂行できるかた
⑥ 民法８４７条に定められた欠格事由に該当しないこと
（未成年者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人等）

３　募集人数

10名

４　受講料

無料

５　応募方法

指定の申込書及び作文を、**10月21日（金）【必着】**までに郵送または持参して下さい。
送付先：〒153-0051　目黒区上目黒２－１９－15　目黒区総合庁舎１階　権利擁護センター「めぐろ」

６　作文について

作文は指定用紙（４００字詰め原稿用紙）６００字以上８００字以内です。
後見人として活動する自分をイメージして、**「市民後見人養成講習の応募動機及び市民後見人になるにあたっての抱負」**をテーマにご自身の資質や今までの経験を踏まえてお書きください。

７　選考方法

（１）第一次選考　作文により合否を判定します。
（２）第二次選考　第一次選考に合格した方を対象に面接を行います。
・面接日　　11月14日（月）午後

※ 選考結果は、第一次選考・第二次選考ともに合否に関わらずご本人に通知致します。
※ 応募書類については、「令和４年度市民後見人養成講習」選考目的以外には使用致しません。
※ 応募書類は返却致しません。

８　後見人の職務について

後見人が果たすべき役割と職務は、「身上保護と財産管理」になりますが、実際の職務の内容は、補

助、保佐、後見の類型によって異なります。おおよそ以下のような職務が中心になるものと想定されます。

・被後見人の生活費を含めた財産の管理
・生活状況の把握と、必要な福祉サービス等の利用契約
・サービス内容に関する事業者等との調整
・悪質な訪問販売等からの保護（必要に応じて契約の解除 等）
・家庭裁判所への後見業務の報告等

９　講習から後見人受任まで

令和４年11月から令和５年３月までの講習(全８日間及び実習)に全日程に参加していただきます。

講習修了生のうち一定基準に達したかたは、市民後見人受任候補者名簿に登載します。講習終了後は、権利擁護センター「めぐろ」が行う「法人後見事業のサポーター」や、日常生活自立支援事業の「登録型生活支援員」の活動を通して、実地経験を積んでいただきます。

以降、実地経験を積みながら、市民後見人を必要とするかたの受任を待つことになります。

後見人を選任するのは家庭裁判所です。後見人に選任されましたら、後見監督人となる社会福祉法人目黒区社会福祉協議会の指導と監督の下で後見業務に当たり、後見監督人に対し定期的に活動状況を報告していただきます。

原則として「後見業務」は「被後見人」が亡くなるまで継続します。ただし、病気等正当な事由がある場合は家庭裁判所の許可を得て、辞任することができますが「後見人の解任」には、家庭裁判所も厳格な規程を設けていますので、責任を持って最後までやりとげる意欲が求められます。

今後のスケジュール（予定）

令和４年11月～令和５年３月	講習カリキュラム
令和５年 ３月初旬	総合評価・修了者の決定　結果通知、市民後見人候補者名簿登載
令和５年 ７月頃	フォローアップ研修（登録型生活支援員等説明会）

※コロナウイルスの感染状況により、スケジュールが変更･中止となる可能性があります。

参　考　（令和４年９月１日現在）

市民後見人候補者数　43名

市民後見人受任者数　７名

「法人後見サポーター」活動者数　２名

「登録型生活支援員」活動者数　23名